

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
----------	--

第4回 浜松市子どもの権利に関する条例検討委員会

1 開催日時 令和7年10月27日（月） 15:00～16:40

2 開催場所 ザザシティ浜松中央館5階 こども家庭部 大会議室

3 出席状況 委 員 藤田 美枝子、伊豆田 悅義、大嶋 正浩、原田 博子、有薗 亮太郎、
河合 洋子、徳田 義盛、雨宮 寛、中村 勝彦、宮崎 正、
渡辺 博幸、土屋 憲司

欠席委員 一條 典之

事務局 こども家庭部：野田部長

こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐、

足立青少年育成センター所長、袴田

鈴木管理・育成グループ長、西主任、中山

子育て支援課：小山課長、仲谷家庭支援担当課長

児童相談所：池田所長、櫻井育成東グループ長

4 傍聴人 3人（うち記者：1人）

5 内容

《議事》

- (1) 令和7年度 浜松市子どもの権利フォーラム
- (2)（仮称）浜松市子どもの権利条例の骨子案
- (3) その他

6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 中山

7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無 ・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

(1) 令和7年度 浜松市こどもの権利フォーラム

【説明】こども若者政策課（園田課長）

～質疑・応答～

（原田委員）

浜松市こどもの権利フォーラムは、可美公園総合センターで開催されますが、駐車場の確保はできていますか。

（こども若者政策課・園田課長）

公共交通機関のご利用をお願いしておりますが、駐車場は、かなりの収容台数があるため、確保されています。

（伊豆田副委員長）

浜松市こどもの権利ワークショップについて、応募多数のため、定員を20人から40人に増やしたということですが、10月5日（日）に行われた第1回のワークショップは、何人参加されましたか。

また、ワークショップの参加者はどのような経緯で集まつたのか教えてください。

ワークショップでは、チームごとに付箋を使って意見をまとめたということですが、まとめた意見は公開されていますか。

（こども若者政策課・園田課長）

第1回のワークショップは、急遽欠席された方もいましたが、36人が参加しました。

また、募集については、SNS等にて広報を行うとともに、教育委員会の協力もあったことから、小学生が多く集まりました。

当日の意見の全ては公開していませんが、市ホームページに公開している「第1回 報告書」に主な意見を掲載しております。また、付箋を貼った実際のワークシートは、浜松市こどもの権利フォーラムの会場に掲示予定です。

（大嶋委員）

浜松市こどもの権利ワークショップの募集について、教育委員会が協力してくれたということですが、浜松市内の小・中学生が約6万人いるうちの36人の参加では、広報が十分であったとは言えないと思います。こどもの権利は、学校が最も関係する機関になるため、全校実施が最善ですが、モデル校や道徳の授業などで実施し、広げていく必要があると考えます。

また、浜松市内の約6万人の小・中学生のうちどのくらいの人数が参加すれば、こどもの権利の広報として十分であるかという計画を立てる必要があると思います。

前回の委員会においても同様の質問をしたため、次回の委員会では回答をいただきたいです。

(雨宮委員)

浜松市こどもの権利ワークショップの参加者について、1回目と2回目の参加者は異なりますか。また、ワークショップで出た意見は、今後どのように活かす予定であるか教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

ワークショップの参加者は、第1回から第4回まで同じ参加者です。

第1・2回のワークショップで出た意見は、「浜松市こどもの権利フォーラム」にて、参加者が発表する予定です。こどもの権利について考え、意見を伝え合うことで、こどもの権利に関する理解や関心が深まっていくと考えています。

また、ワークショップで出た意見は、こどもの権利に関する条例の整備を進める中で参考にします。

(徳田委員)

こども達の学びの場は多様ですが、最も多くの時間を過ごすのは学校や園です。ワークショップに参加することも達は、学校でも積極的に活動することも多いと思われますが、実際の学校や園には様々なタイプや特性を持つこどもがいます。多様なこどもの声を広く聴くという観点からも、学校や園においてもワークショップのような参加型の学びの場を設けることが有益だと考えます。

(中村委員)

浜松市こどもの権利ワークショップの「第1回 報告書」について、グループワークで出た主な意見が掲載されていますが、こども権利に関する具体的な意見は出ましたか。

また、ワークショップで出た意見は、次回のワークショップにどのように活かす予定ですか。

(こども若者政策課・園田課長)

第1回のワークショップでは、こどもの権利に関する具体的な意見が多く出たと報告を受けています。次回の委員会にて、意見をまとめたものをお知らせします。

また、ワークショップで出た意見は、第2回のワークショップにて意見をまとめ、「浜松市こどもの権利フォーラム」にて、参加者が発表する予定です。発表内容は、こども達の考えに任せ、自分たちがやりたい発表ができるようにしていく予定です。

(原田委員)

浜松市こどもの権利ワークショップの参加者は、年齢層が幅広いですが、どのように意見をまとめていくのか教えてください。

(こども若者政策課・園田)

グループ分けを年齢別にて行いました。今回のワークショップの参加者は、小学生が多いため、異年齢での意見交換に課題はありましたが、グループで話し合った内容を他のグループに発表

したり、ワークシートを見せ合ったりするなどの交流を行い、様々な年齢別の意見も聞くことができるよう運営の工夫をしています。

（2）（仮称）浜松市こどもの権利条例の骨子案

【説明】こども若者政策課（園田課長）

～質疑・応答～

（中村委員）

資料4の別紙「前文」について、下から4行目に事業者等とありますが、第2条の用語の定義と異なる理由を教えてください。

また、浜松市子ども育成条例の「前文」には学校等が入っていますが、（仮称）浜松市こどもの権利条例の「前文」に学校等を入れなかつた理由も教えてください。

そして、第10条の保護者の役割について、虐待やネグレクトをなくすためにこどもの命を守るなどは、入れなくて良いでしょうか。

第10条第4項の『その他関係機関』とは、具体的にどこを指しているのか教えてください。

（こども若者政策課・園田課長）

前文について、事業者等と学校等は、第2条の用語の定義と合わない部分があるため、今後、調整します。

第10条に關するこどもの命を守るについては、意見としていただきます。

第10条第4項の『その他関係機関』は、具体的な機関と提言することで狭く限られてしまうため、こどもの関する様々な支援機関を『その他関係機関』としています。

（渡辺委員）

第12条第3項について、「いじめ等あらゆる暴力をうけることなく」を『いじめ等あらゆる暴力を見逃すことなく』とし、いじめは見逃しをゼロにするという表現が良いと思います。

第17・18条の救済委員会について、いじめ調査委員会や再調査委員会と、救済委員会の両委員会で調査を行うことで結論が異なる可能性があるため、いじめに関しては、いじめ防止対策推進法などの法律で対応するという区分の表記がされると良いと思います。

また、救済委員会の事務局はどこになるのか教えてください。

第2条第1項の「こども」の定義について、18歳未満の者とありますが、いじめ防止対策推進法では、学校に在籍する児童又は生徒と定義されています。いじめは、一般的に小学生～高校生を想定しています。こどもの定義を18歳未満にすることで、園児同士のじゃれあいで嫌なことがあった場合もいじめとなってしまう可能性も出てくると思います。

（こども若者政策課・園田課長）

第12条第3項については、内容を検討させていただきます。

第17・18条の救済委員会について、他都市に実施状況を確認したところ、いじめ調査委員会と救済委員会は別の機関であるため、調査は並行して行うということでした。

国では、市長事務部局において、いじめの対応を行うこととなっています。現時点では、案の段階ではありますが、浜松市でも市長事務部局でいじめの対応を行うことを考えています。

また、事務局について、地方自治法第202条の3の第3号では、『附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。』となっているため、市長事務部局で行いますが、どの部署が担当するかは決まっておりません。

(宮崎委員)

第19条第1項について、救済委員会は3人以内となっていますが、いじめに関する申し立てがあった場合、3人では足りないと思います。

また、救済委員は、どのような立場の方を委員として任命するのかなど、現時点の方向性を教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

第19条第1項について、他都市に実施状況を確認したところ、弁護士や大学教授の計2～3人で救済委員会が組織されています。

また、救済委員は、第19条第2項の立場の方を考えておりますが、詳細は、規則又は要綱等で対応していく予定です。

(有薦委員)

第4条第1項第4号について、病気の治療には、ケガは含まれていますか。

第13条第1項について、「仕事と子育ての両立がきる」となっていますが、脱字でしょうか。

(こども若者政策課・園田課長)

第4条第1項第4号について、児童の権利に関する条約を参考にしており、病気の治療にはケガも含まれていますが、表現については検討をさせていただきます。

第13条第1項は、脱字のため、修正いたします。

(雨宮委員)

第15条第1項について、「こどもの権利の侵害に関する相談の申出をすることができます。」とあります。また、第16条第1項には「相談を申し出た者」とありますが、主体的にこどもが救済機関へ申出をしないと対応してくれないのか、または、こどもの権利侵害を見つけた人も申出をできるのか教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

第15条第1項にて、『権利の侵害を受けた、又は受けているこども、並びにそのこどもに関係する人』と定めており、こどもの権利侵害を見たり、気付いたりされた方も救済機関へ相談できます。条例の文言上、申出という表現を用いていますが、相談機関や相談窓口などにおいて、幅広い方法で相談受付を行っていく予定です。

(徳田委員)

(仮称) 浜松市子どもの権利条例の骨子案について、子どもは権利の主体であるということが前文や条文に示されていますが、文言の語尾が「保障する」と記されていることに、表現の弱さと具体的な道筋が示されていないように感じました。

(子ども若者政策課・園田課長)

第23条の子どもの意見表明と反映について、市だけではなく、学校等の対応も定めています。委員の意見を踏まえ、表現について検討していきたいと思います。

(徳田委員)

学校や地域において、子どもの意見が尊重され、社会に参画しているという確かな実感ができることが、子どもは権利の主体であるということにつながるため、具体的な道筋を示すことが大切であり、効果的だと思います。

(中村委員)

第2条第1項第4号のエについて、『子どもが育ち、遊び、学び又は活動するために利用する施設及び子どもが加入し、活動する団体』とは、具体的にはどのような団体のことが教えてください。同条同項第6号の事業者と重なる部分があるようにも思います。

(子ども若者政策課・園田課長)

例えば、子ども会や部活動、塾、子育て支援ひろば、浜松こども館等を幅広く想定しています。また、定義については、例えば、「市民等」には、「子ども」も「おとな」も含まれる等、重なる部分は多くあります。

(雨宮委員)

(仮称) 浜松市子どもの権利条例について、策定後、周知のために『子ども向け版』を作成する予定はありますか。

(子ども若者政策課・園田課長)

他都市では、子ども向け版を作成しているところが多くあり、浜松市でもわかりやすい周知を図る予定です。また、わかりやすい周知・啓発を図ることが、条例を作成する意義にもなり、大切なことだと考えています。

(伊豆田副委員長)

(仮称) 浜松市子どもの権利条例の骨子案について、「保障する」と言い切れないものに対して、「尊重する」という表現が使用されているように感じました。子どもの権利を保障することが、おとなや関係機関の義務であるため、明確に「保障する」と表現する姿勢がほしいと思います。

また、主語が分かり難いところも多く、例えば、第9条第2項『市は、家庭の状況にかかわらず等しく子どもの権利を保障し』については、市が子どもの権利を保障するのか、家庭が子どもの権利を保障するのか分かり難いため、憶測や誤解が生じないよう、大人が子どもの権利を保障

しますという表現に統一した方が良いと思います。

第15・16条の救済機関の仕組みについて、浜松市と他都市が異なるところは「相談前置」の仕組みだと思います。「相談前置」は、相談を先にし、相談をしても解決しない場合は、救済の申立てを行うものですが、少し申立てのハードルが高くなっている印象を受けました。

第18条第1項第2号について、救済委員会が必要な措置を行った際の措置を尊重するという内容が含まれていないと思いました。

(こども若者政策課・園田課長)

尊重と保証の表現について、曖昧な表現の箇所は、検討させていただきます。

第16条第1項の救済機関の仕組みについては、まずは相談を受け、その後、権利が回復されない場合は、救済の申立てをしていただくようにしました。現時点の浜松市の案では、1つハードルがある仕組みとなっています。他都市はそのハードルがないところが多く、今後、検討させていただきます。

第18条第1項第2号について、救済委員会の措置を尊重していただく必要があるため、内容を検討させていただきます。

(こども家庭部・野田部長)

救済機関の仕組みについて、例えば、いじめに関して法律をもとに調査している機関で結論が出ていないなか、救済機関へ申立てがあった際、一旦、相談対応をし、その後、救済の申立てをしていただく流れが良いのではないかという思いもあり、「相談前置」の仕組みとしました。

(伊豆田副委員長)

いじめ防止対策推進法は、いじめの定義を幅広く定めており、ちょっとしたトラブルでもいじめだと言えばいじめになります。

また、いじめを見逃されたことにより、いじめを受け、重大な人権侵害にあってしまうことから、いじめの見逃しを無くそうという思想があることに間違いはありませんが、いじめを防止することが、いじめ防止対策推進法の目的です。その目的を果たすために、いじめの定義を広げ、いじめの疑いがあるものは拾い上げ、複数人の目でいじめを防ぐことが必要になります。

県内において、第三者委員会で行ういじめ調査は年10件程度です。その内容としては、学校にいじめと伝えているが学校が認知してくれないというものが多いです。

そして、第三者委員会での調査と救済委員の調査は別物であり、いじめが起こりうる場面も異なるため、第三者委員会が実施するから救済委員会はで行わないというものではないと思います。

(藤田委員長)

(仮称) 浜松市こどもの権利条例について、名称に「若者」を追記し、『浜松市こども・若者の権利条例』に変更した方が良いと思います。

第2条第1項第1号のこどもの定義について、例えば、千葉市は、『心身の発達の過程にあるもの』であり、名称も『千葉市こども・若者基本条例』となっています。浜松市のこどもの定義は、18歳未満の者とありますが、若者を含めなくても良いのか検討をお願いします。

第2条第1項第3号の保護者の用語について、例えば、千葉市は、『こどもを養育するもの』となっています。施設に入所しているこどももいるため、浜松市も用語の変更をした方が良いと思います。

第2章のこどもの権利の保障について、こどもの権利の各論に入る前に基本理念が必要と考えます。例えば、こどもは権利の主体であり、こどもの最善の利益を図られなければならないことやこどもの権利は他の人の権利を侵害しない範囲で尊重されるものなどの大きな基本理念が必要だと思います。第3条に基本理念が定められていますが、大きな基本理念を入れる必要があると思います。また、こどもは権利の主体であり、こどもの最善の利益を図られなければならない等、児童の権利に関する条約の柱になっていることを明確にしてもらいたいです。

第4条から第7条までについて、自分に関する事を自分で決める権利が欠けています。例えば、岡崎市、豊田市、千葉市は、定められているため、浜松市も定めた方が良いと思います。

第6条第1項第1号について、児童虐待は権利侵害の最たるものであるため、児童虐待のみの項目を条例に定めることが大切だと思います。また、ヤングケアラーや貧困など、特別な配慮や支援が必要なこどもに関する項目も条例に定める必要があると思います。

第23条のこどもの意見表明と反映について、こども若者会議の設置や参画の拠点に関する内容も定めてもらいたいです。条例において明記することでこども若者会議等の意見表明の場が根付いてくると思います。また、意見表明の機会の確保、意見の反映、意見が反映されなかつた時には、こどもにその理由を説明すること等を定めることが大切だと思います。

第17条の救済委員会の設置について、大事なことは、独立性の確保だと思います。また、救済機関には権利侵害を受けた本人が直接申出をし、調査依頼をできるのか教えてください。そして、今後、救済機関の相談のフローなどを示してほしいです。

(仮称) 浜松市こどもの権利条例について、施行後、どのように検証していくのか教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

(仮称) 浜松市こどもの権利条例の名称及びこどもの定義に若者を含めることについて、本条例は、児童の権利に関する条約をもとに作成しているため、こどもは、18歳未満としており、現時点では若者を含めていません。「こども」の権利条例を整備するという視点で、委員会や内部の意思決定がされて進めてきました。本条例に若者を含めることになると大きな転換となるため、検討させていただきます。また、今年4月に「浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例」が施行されており、この条例との兼ね合いも含め、若者に関しては検討させていただきます。

第3条の基本理念について、こども基本法第3条及び児童の権利に関する条約のいわゆる4原則をもとに作成しています。

第2条第1項第3号の保護者の定義について、親に代わりこどもを養育する者も含めておりますが、養護の場合も含めてどのように分かりやすく表現するか、検討させていただきます。

併せて、自分に関する事を自分で決める権利、児童虐待や特別な配慮・支援が必要なこどもに関する項目、こどもの意見表明と反映についても検討させていただきます。

なお、浜松市としては、柔軟に対応できるよう、本条例を幅広く読み取ることができるものにしています。

救済委員会の独立性の確保について、他都市の条例でも明確に書かれているところは少なく、地方自治法の附属機関を想定して定められているところが多いです。また、附属機関又は専門委員においても、地方自治法では非常勤職員として位置づけられており、市の附属機関として、最終的には市に責任があることから、市からの完全な独立性の確保は、他都市の状況を見てもないと思います。このため、浜松市は地方自治法の附属機関としての位置づけを明確にし、法律に則り、諮詢答申を基本に実施していきたいと思います。

また、救済委員会について、申立てがあった場合は、市はその意見を聴取し、諮詢するという内容を条文に定めており、市が諮詢の可否を判断するものではありません。

条例は、相談や救済の大枠や方向性を示すものです。詳細に関しては、規則や附則で定める予定です。

条例施行後の検証については、今後、検討させていただきます。

(大嶋委員)

体に傷があったり、目の前で怒鳴られていたりすればすぐに虐待の対応できますが、心理的虐待等の見え難い虐待は、関係者が諦めてしまったり、関係者の誰かが対応してくれると思い、誰も対応しなかったりすることもあり、子どもが救われていない現状があります。各々が責任をもって対応できることが大切ですが、救済委員会は、子どもの権利や条例を理解し、仲介者として子どもに寄り添い、適切に動けることが大事だと思います。

条例施行後、子どもの関係者が、子どもの権利侵害に気付いた時にどのように動けばよいかが分かるように、子ども達の困り感の解消に向けた解り易いフロー図のようなものが必要だと思います。そして、子どもの関係者が子どもの権利を理解し、条例を道標として幅広く柔らかく対応できるようになるとよいと思います。

(伊豆田副委員長)

浜松市と相模原市は規模感が似ているため、相模原市の実施状況を参考に相談件数を考え、相談前置が適切か検討していただきたいと思います。

また、救済機関及び救済委員会について、どのような認識の方が相談を受けるかが重要だと思います。どのような方が相談を受けるイメージで考えているか教えてください。

(子ども若者政策課・園田課長)

救済機関について、政令市6市が設置しています。他都市の多くが直営にて運営しており、運用面は中立・公平性を確保しながら、子どもの権利に詳しい方にお願いしています。

千葉市は、委託で運営しており、中立・公平な立場で運用されています。

浜松市は、いずれかの方法で行うことを検討しており、どちらにしても、相談を受ける方は、子どもの権利を理解しており、中立・公平な立場での運用ができるようにしていきます。

(藤田委員長)

こどもの権利について、市民の関心が高いとのことですですが、要望書などは届いていますか。

(こども若者政策課・園田課長)

市長宛に要望書が3件届いています。内容は、いずれも救済機関の設置を求めるものです。

(3) その他

(藤田委員長)

聖隸クリストファー大学主催の講演会について、「子どもの権利条約と日本の学校のこれから～こども基本法成立をふまえて」をテーマに行います。講師の喜多明人先生は、早稲田大学名誉教授で児童の権利に関する条約が批准される前から子どもの権利を研究されている方です。

1/24（土）13:30 から、浜松市福祉交流センターで行います。グループワークもありますので、関心のある方はぜひお越しください。

3 閉会